

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市内の介護サービス事業所における、介護ロボット、ICT機器等の効果的な活用、ノーリフティングケアの導入等、業務改善等に要する費用の一部を補助することにより、介護従事者の負担軽減及び働きやすい職場環境の整備を促進し、介護従事者の確保及び介護の質の向上を図り、もって高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止、介護予防等に向けた取組を推進することを目的として、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所をいう。ただし、指定居宅サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所にあつては、次のいずれかのサービスを提供する事業所に限る。

ア 居宅サービスのうち、次のいずれかのサービス

- (ア) 通所介護
- (イ) 通所リハビリテーション
- (ウ) 短期入所生活介護
- (エ) 短期入所療養介護
- (オ) 特定施設入居者生活介護

イ 地域密着型サービスのうち、次のいずれかのサービス

- (ア) 地域密着型通所介護
- (イ) 認知症対応型通所介護
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護
- (エ) 認知症対応型共同生活介護
- (オ) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (キ) 看護小規模多機能型居宅介護

ウ 介護予防サービスのうち、次のいずれかのサービス

- (ア) 介護予防通所リハビリテーション
- (イ) 介護予防短期入所生活介護
- (ウ) 介護予防短期入所療養介護

(エ) 介護予防特定施設入居者生活介護

- (2) 介護ロボット ロボット技術（センサー等により外界及び自己の状況を認識し、これにより得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術等をいう。）が応用され、介護サービスの利用者の自立支援及び介護従事者の負担軽減に資する介護機器をいう。
- (3) ICT機器 介護業務の支援のための介護ソフトウェア、クラウドサービス、タブレット端末、インカム及びネットワーク機器をいう。
- (4) ノーリフティングケア 介護業務において、介護従事者の身体に負担の掛かる作業を見直し、持上げ、抱上げ、引きずり等の作業を廃止し、介護ロボット、リフトその他の介護機器等を積極的に使用する介護方法のことをいう。
- (5) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

（交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（法人に限る。以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 下関市内の介護サービス事業所の運営法人であって、当該事業所において、次条に規定する補助対象事業を行うものであること。
- (2) 当該法人の役員が暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が補助事業者の事業活動を支配していないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助事業者がその介護サービス事業所（複数の介護サービス事業所である場合を含む。）において実施する次に掲げるうちいずれか1つ又は複数の事業とする。

- (1) 介護ロボット、ICT機器等の効果的な活用を行うため、機器の選定、研修等について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業
- (2) ノーリフティングケアを実施するため、機器の選定、研修等について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業
- (3) 前2号に定めるもののほか、介護サービス事業所の業務改善等を推進するため、業務上の課題の抽出、改善計画の作成・実施等の取組について、専門的知見を有する第三者からの支援を受ける事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

前条各号の事業の実施に係る報償費、報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額の合計額から補助対象経費に係る寄附金その他の収入額（営利を目的としない法人にあつては、補助対象経費に係る収入額）を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助対象事業に着手する前に、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長がその添付の必要がないと認める書類については、これを省略させることができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象事業に係る収支予算（見込）書
- (3) 補助金所要額調書（様式第2号）
- (4) 補助対象事業の支出予定額が分かる見積書等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の交付の決定に条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定したときは、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助金の交付の申請をした補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、第8条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、当該補助金の交付の申請をした補助事業者に通知するものとする。

(交付の制限)

第11条 補助金の交付は、補助対象事業の種類、補助対象事業を実施する事

業所等の別を問わず、同一の法人に対しては、補助金の交付の申請をした年度以外の年度も含め1回限りとする。

（事業の実施）

第12条 第10条第1項の規定による通知（以下「補助金交付決定通知」という。）を受けた補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助決定事業」という。）を適切に実施しなければならない。

2 補助事業者が補助金交付決定通知を受ける前に補助決定事業に着手した場合は、当該補助決定事業に係る全ての補助金を交付しない。

（補助決定事業の変更に係る承認の申請等）

第13条 補助事業者は、補助決定事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業者が補助決定事業に要する補助対象経費の総額について、当該経費の総額の20パーセント以内の額を減額しようとするとき、その他市長が当該変更を軽微なものと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申請書の提出においては、第7条の規定を準用する。ただし、当該申請書に添付する書類は、当該変更に係る書類に限るものとする。

3 補助事業者は、補助決定事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助決定事業の実施が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助決定事業の実施の状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

4 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、補助金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

5 前項の場合において、市長は、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付変更等決定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第14条 補助事業者は、補助金交付決定通知を受けた後に補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金事業中止・廃止届（様式第7号）により当該補助決定事業に係る補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（完了の報告）

第15条 補助事業者は、補助決定事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金事業完了報告書

(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助決定事業の成果が分かる書類
 - (2) 補助決定事業に係る収支決算書
 - (3) 補助金所要額調書(様式第2号)
 - (4) 補助決定事業に係る領収証等支出額が分かる書類の写し
 - (5) 補助決定事業の実施状況が分かる写真
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により、当該報告をした補助事業者に通ずるものとする。

(是正のための措置)

第17条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助決定事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助決定事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行ふ補助決定事業について準用する。

(補助金の請求)

第18条 第16条の規定による通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第19条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(関係書類の整備)

第20条 補助事業者は、補助決定事業の実施状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類を整備し、当該補助決定事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第21条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助決定事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助決定事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずる。
- 3 第1項の規定による取消しの通知は、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により行うものとする。
- 4 第2項の規定による返還の命令は、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金返還命令書（様式第12号）により行うものとする。
- 5 前各項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

（検査等）

第22条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助決定事業の実施に関し必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類を検査することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告等）

第23条 補助事業者は、補助決定事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等報告書（様式第13号）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（補助金の流用の禁止）

第24条 補助事業者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

（その他）

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年6月5日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和7年度以前の予算に係る補助金（同年度の予算で翌年度に繰り越したものに係

る補助金を含む。)の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

附 則（令和7年5月7日施行）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に交付申請があった下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金については、なお従前の例による。

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
交付申請書

年 月 日

(宛先) 下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
電話番号

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金の交付を受けたいので、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

1 事業所の名称	
2 管理者の氏名	
3 補助対象事業予定額 ※補助対象事業の見積額	円
4 補助金交付申請額	円
5 他の補助金等の活用状況	活用の有無（ 有 ・ 無 ） ※いずれかに○をしてください。 ※有の場合は、活用制度名を記入してください。 （ ）

- ・当法人の役員が暴力団員でないこと、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有していないことを誓約します。
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が当法人の事業活動を支配していないことを誓約します。
- ・本申請書に添付した事業計画書の内容を実現するよう努めます。

年 月 日

申請者 名 称
代表者の職・氏名

【添付書類】

- ① 事業計画書
- ② 補助対象事業に係る収支予算（見込）書
- ③ 補助金所要額調書（様式第2号）
- ④ 補助対象事業の支出予定額が分かる見積書等の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

補助金所要額調書

（単位：円）

補助対象経費の内訳	補助対象経費の 実支出(予定)額	寄附金 その他の収入	差引額	差引額の1/2の額 (千円未満切捨て)	補助金の額	備 考
	A	B	(A－B) C	(C×1/2) D	E	
合 計						

- （注 1） A 欄は、補助対象経費の実支出（予定）額を記入してください。
- （注 2） B 欄は、補助対象事業の実施に際して得る寄附金その他の収入（本補助金を除く。）の合計額を記入してください。
- （注 3） E 欄は、D 欄の額又は 3 0 万円のうち少ない方の額を記入してください。

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長 

年 月 日付けで申請のありました下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、交付の決定をしたので、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 補助金の交付決定額	円
3 交 付 の 条 件	(1) 下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱（令和5年 月 日制定）を遵守すること。 (2) 本補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
4 そ の 他	(1) 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が補助金の出納その他について監査をすることがあります。 (2) 地方自治法第221条第2項の規定により、市長が補助金等の状況を調査し、又は報告を求めることがあります。

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長 

年 月 日付けで申請のありました下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、不交付の決定をしたので、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 不 交 付 の 理 由	

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
変更承認申請書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金に係る補助決定事業の内容を下記のとおり変更したいので、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由

※添付書類

交付の申請の際に添付した書類のうち、変更に係る書類を添付すること。

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
交付変更等決定通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長 

年 月 日付け 第 号で交付の決定をしました下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金に係る 年 月 日付け下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金変更承認申請書（又は下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第 1 3 条第 3 項の規定により提出する理由及び補助決定事業の実施の状況を記載した書類）について、同条第 4 項及び第 5 項の規定により、次のとおり変更等の決定をしたので通知します。

1 決定の内容

交付の決定の取消し・決定の内容等の変更・不承認

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 交付の決定の取消し・不承認の理由

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
事業中止・廃止届

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
電話番号

年 月 日付けで申請した下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、下記により補助決定事業を中止し、又は廃止したいので、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり交付の申請の取下げを申し出ます。なお、提出済みの書類に関しては、返却を求めません。

1 中止し、又は廃止したい理由

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
事業完了報告書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、補助決定事業が完了しましたので、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業実施期間 ※契約日等から請負代金支払日まで	年 月 日 ～ 年 月 日	
2 補助決定事業費	見積額	円
	精算額	円
3 既交付決定額	円	
4 補助金実績額	円	
5 交付申請又は変更交付申請以後の 補助決定事業の内容の変更の有無	変更の有無（ 有 ・ 無 ） ※いずれかに○をしてください。	
6 他の補助金等活用状況	活用の有無（ 有 ・ 無 ）※いずれかに○をしてください。 ※有の場合は、活用制度名を記入してください。 ()	

【添付書類】

- ① 補助決定事業の成果が分かる書類
 - ② 補助決定事業に係る収支決算書
 - ③ 補助金所要額調書（様式第 2 号）
 - ④ 補助決定事業に係る領収証等支出額が分かる書類の写し
 - ⑤ 補助決定事業の実施状況が分かる写真
 - ⑥ その他市長が必要と認める書類
- （補助決定事業の内容に変更があり、当該変更に係る承認申請を行っていない場合）
- 事業計画書（変更内容を追記したもの）

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長 

年 月 日付けで報告のありました下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、補助金額を確定したので、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定により、次のとおり通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 既 交 付 (変 更) 決 定	年 月 日付け 第 号
3 既 交 付 (変 更) 決 定 額	円
4 補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
5 備 考	

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
交付請求書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり請求します。

1 補 助 年 度	年 度					
2 既 交 付 確 定 額	円					
3 請 求 金 額	円					
4 振 込 先	金 融 機関名				銀行 金庫	本店 支店 支所
	預金の 種 類	普 通 ・ 当 座 （該当を○で囲む。）				
	口 座 番 号					
	フリガナ					
	口 座 名義人					

- （注意）
- ※ 口座名義は、補助事業者（申請者）と同一人としてください。
 - ※ 振込先の口座が確認できる書類（通帳の写し等）を添付してください。

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の（変更）決定・確定をしました下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金については、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第 2 1 条第 3 項の規定により、交付の決定の（全部・一部）を取り消したので、次のとおり通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 既交付（変更）決定・交付確定額	円
3 取 消 額	円
4 取消し後の交付決定・交付確定額	円
5 取 消 し の 理 由	

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金
返還命令書

第 号
年 月 日

様

下関市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定の（全部・一部）を取り消した下関市
介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、下関市介護サービス事業所業務改善等支援
事業補助金交付要綱第 2 1 条第 4 項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

1 補 助 年 度	年度
2 既 交 付 額	円
3 返 還 命 令 額	円
4 返 還 期 限	年 月 日
5 返 還 の 理 由	

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等報告書

年 月 日

（宛先）下関市長

申請者 所在地
名 称
代表者の職・氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けました下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金について、下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第 2 3 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

下関市介護サービス事業所業務改善等支援事業補助金交付要綱第 1 6 条の規定による補助金の確定額	円
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額等（要補助金返還相当額）	円

（注） 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添付してください。